

地域応援助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域内での支えあい、助けあい体制づくりを推進し、わがまちで安心して暮らす地域をつくることを目的として取り組む地域応援助成事業に関し、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人朝来市社会福祉協議会（以下「社協」という。）とする。

(助成の対象)

第3条 この助成事業における助成対象は、別表に定める活動を実施し、当該事業に対し、他機関から補助金や助成金を受けられていない市内の行政区（以下、「区」という。）とする。

(助成対象活動)

第4条 この助成事業において、助成対象とする活動は地域における福祉課題の改善・解決を目的にした別表1-1に定める活動とする。

(助成対象外経費)

第5条 この助成事業における助成対象外経費は、次の通りとする。

- (1) 助成対象前より執行されている経費
- (2) 当該活動と関係性のない経費

(助成金の交付額)

第6条 助成金の交付額は、予算の範囲内とし、助成額は別表1-2に定める基準に基づき助成する。

(助成申請の募集)

第7条 助成申請の募集は、公募により行う。

- 2 助成対象となる活動は、別表1に定める活動とする。
- 3 助成申請者は、区長とする。

(申請手続き)

第8条 助成金の交付を受けようとする区は、「地域応援助成事業申請書」（様式第1号）を社協に提出するものとする。尚、年度途中での申請にあっては、年度内に計画が達成か見込める場合の申請を可能とする。

(助成の決定)

第9条 助成の決定は、提出された申請書に基づき行うものとする。

(結果の通知)

第10条 社協は、選考の結果を「地域応援助成事業選考結果通知書」(様式第2号)により申請区に通知する。

(助成金の交付方法)

第11条 助成金は活動終了後提出された報告書を精査し、指定口座へ助成金を交付する。

(事業報告)

第12条 助成を受ける区は、活動終了後1ヶ月以内に「地域応援助成事業報告書」(様式第3号)を社協へ提出しなければならない。

(活動の変更または取下げ、及び交付決定の取り消し)

第13条 区が活動を進める上での変更または取下げが必要な場合には、申請区は「地域応援助成事業(変更・取下げ)届」(様式第4号-1)を社協に提出しなければならない。

2 「地域応援助成事業(変更・取下げ)届」(様式第4号-1)の提出があつた場合には、社協は審査の上速やかに「地域応援助成事業(変更・取下げ・取消)決定通知書」(様式第4号-2)を申請区に通知する。

3 社協は、申請区が次の各号に該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。その際には、「地域応援助成事業(変更・取下げ・取消)決定通知書」(様式第4号-2)を申請区に通知する。

(1) 事前の連絡もなく、計画と別の形で事業を進めたとき

(2) 虚偽、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
1. この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
1. この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
1. この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
1. この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

地域応援事業

別表 1—1

応援事業名	選べるコース	内 容	条件	報 告
地域応援事業 (わがまち食堂)	①食堂コース	誰もが寄れる身近な場所で食事は無償もしくは格安であり、区内で孤立を無くすように努力する。また、区内の世代間交流を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・区をあげて食事会を開催。区長申請。 ・年3回まで助成可能(②コースは1回のみ)。 ・30年度から換算し、継続して4年目以降は助成対象区とならない。 (※2) ・集まりやすい場所で、食事を通して、誰もが集まり会食ができる事。(食堂に来ることができない気になるお宅に食事等をお配りする) ・参加人数は戸数の半分以上の人数とし参加人数に応じて助成する。 (参加人数≥戸数÷2) ・活動実施期間は4月～2月までとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定の様式に記入してその都度提出(様式第3号)。 ・その時々の写真を提出。 ・デジカメによる写真データの提出(期日確認の為)。 ・助成金額以上の領収書を添付すること。
	②食堂と福祉マップづくりコース	①コースの内容に加えて、福祉マップを作成する。(※1)	<ul style="list-style-type: none"> ①コース活動に加えて、福祉マップ作成時の参考者は、民生委員・協力委員は必須とする。 協議の場においては、必要に応じて社協職員が訪問する場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ①コースの報告に加えて、完成した福祉マップを提出する。
	③地区合同開催コース	隣接区が合同で食堂コースを開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ①コースの条件に加えて、複数区が合同で開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ①コースの報告に加えて、以下の通りとする。 ・申請書は、それぞれの区長印の押印が必要。 ・報告書は、いずれかの区長より提出。

回数の凡例

※2

平成30年から継続して事業着手の区	対象外
令和元年から継続して事業着手の区	4回目
令和2年から継続して事業着手の区	3回目
令和3年から事業着手の区	2回目
令和4年から事業着手の区	1回目

※1 福祉マップとは、地区の地図に以下を記す。

- ・一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯。
- ・認知症がある方の世帯。
- ・引きこもりがある方の世帯。
- ・(経済的に)生活に行き詰っているお困りの世帯。等

別表1－2

応援助成名	選べるコース	助成上限額	助成上限回数
地域応援助成事業 (わがまち食堂)	①食堂コース	食堂事業1回につき、60名以上 30,000円 40名以上60名未満 25,000円 20名以上40名未満 20,000円	3回／年
	②食堂と福祉マップづくり コース	①コースの助成額にプラス 10,000円 このコースは複数回の助成不可。	
	③地区合同開催コース	①コースの助成額にプラス 20,000円	

